

宮古市監査委員告示第 6 号

宮古市監査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

宮古市監査委員 松 舘 恵美子

宮古市監査委員 山 崎 仁 志

宮古市監査基準の一部を改正する告示

宮古市監査基準（令和 2 年宮古市監査委員告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第 4 条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（6） 〔略〕 （7） 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは<u>企業管理者</u>の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること （8） 〔略〕 （9） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u>又は公企法第 34 条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること （10）～（15） 〔略〕 2・3 〔略〕 （倫理規範） 第 5 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>のっとり</u>誠実な態度を保持するものとする。 2～4 〔略〕 （報告の徴取）	（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第 4 条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（6） 〔略〕 （7） 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること （8） 〔略〕 （9） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第 243 条の 2 の 2 第 3 項</u>又は公企法第 34 条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること （10）～（15） 〔略〕 2・3 〔略〕 （倫理規範） 第 5 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>則り</u>誠実な態度を保持するものとする。 2～4 〔略〕 （報告の徴取）

第 8 条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法第 243 条の 2 第 10 項（公企法第 33 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

（情報管理）

第 10 条 〔略〕

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（品質管理）

第 11 条 監査委員は、本基準にのっとりてその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

2・3 〔略〕

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第 13 条 〔略〕

第 8 条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第 158 条の 2 第 5 項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

（情報管理）

第 10 条 〔略〕

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、宮古市個人情報保護条例（平成 17 年宮古市条例第 13 号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

（品質管理）

第 11 条 監査委員は、本基準に則ってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

2・3 〔略〕

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第 13 条 〔略〕

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を<u>効果的かつ効率的に</u>実施することができるよう、監査等の計画を策定するものとする。 3・4 〔略〕 （監査委員の合議） 第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。 （1） 第4条第1項第1号から第6号まで、<u>第9号及び第10号に定める監査結果</u> （2）～（10） 〔略〕 2 監査委員は、<u>監査（第4条第1項第1号から第6号まで及び第10号に定める監査に限る。）</u>の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。 附 則 <u>この告示</u>は、令和2年4月1日から施行する。	2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を<u>効果的、効率的に</u>実施することができるよう、監査等の計画を策定するものとする。 3・4 〔略〕 （監査委員の合議） 第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。 （1） 第4条第1項第1号から第6号まで、<u>及び第9号に定める監査結果</u> （2）～（10） 〔略〕 2 監査委員は、<u>監査等</u>の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。 附 則 <u>第1条 本基準</u>は、令和2年4月1日から施行する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和7年3月28日から施行する。